

後期高齢者医療制度についてお知らせ

●後期高齢者医療資格確認書の更新

郡上市に住所を有する75歳以上の人と、一定の障がいのある65歳から74歳の人で広域連合の認定を受けた人に対して、後期高齢者医療の資格確認書を交付していますが、有効期限が令和7年7月31日までのため、**7月中旬に新しい有効期限の資格確認書（薄い赤色）を、簡易書留で郵送します。**

病院等受診する場合は、マイナ保険証（マイナンバーカードに保険証の利用登録をされたもの）または、今回お送りする資格確認書をご使用ください。

なお、マイナ保険証を使用すると、データに基づくより良い医療を受けることができたり、手続きなしで高額な医療費の支払いが自己負担限度額までに抑えられたりするなどのメリットがあります。**ぜひマイナ保険証をご利用ください。**

【資格確認書（見本）】

●令和7年度の保険料額について

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。令和7年度の保険料は、令和6年分の所得をもとに以下のように計算されます。

年間保険料 (100円未満切捨て) 上限額 80万円	=	均等割額 49,412円	+	所得割額 被保険者の所得* ×9.56%
----------------------------------	---	-------------------------------	---	--

※被保険者の所得金額＝総所得金額等－43万円（基礎控除額）

●保険料の軽減措置

①「均等割額」の軽減

均等割額は、世帯の所得によって下表のとおり軽減されます。

※軽減判定日は、4月1日または資格を取得した日となります。

軽減割合	同じ世帯の被保険者と世帯主の令和6年中の総所得金額等*1の合計額
7割軽減	43万円+10万円×（給与所得者等*2の数－1）以下
5割軽減	43万円+10万円×（給与所得者等*2の数－1）+30.5万円×被保険者数以下
2割軽減	43万円+10万円×（給与所得者等*2の数－1）+56万円×被保険者数以下

※1 軽減の基準となる「10万円×（給与所得者等の数－1）」は、世帯主と同一世帯の被保険者に給与所得者等が2人以上いる場合に計算します。

※2 給与所得者等とは、一定の給与所得がある（給与収入が55万円を超える）人、公的年金等に係る所得がある（公的年金等の収入金額が65歳以上で125万円を超える、又は65歳未満で60万円を超える）人。

②ご家族の健康保険等（被用者保険*）の扶養についていた人

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、ご家族の健康保険等の扶養についていた人は、**所得割額の負担はありません**。均等割額は、**制度加入後2年経過するまでの間に限り5割軽減となります**。ただし、所得が低い人に対する軽減にも該当する人については、いずれか大きい軽減が適用されます。

※被用者保険とは、協会けんぽ、健康保険組合、船員保険及び共済組合の公的医療保険の総称で、国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

●保険料の納め方

①年金から支払う「特別徴収」

年金の受給額が年額18万円以上の人で、介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない場合は、年金からの支払いとなります。

②口座振替や納付書で支払う「普通徴収」

特別徴収の条件を満たさない人や後期高齢者医療制度に加入したばかりの人は、市から送付される納付書や、口座振替（指定口座から自動的に引落とし）による支払いとなります。

●普通徴収で納める人には、口座振替をおすすめしています

口座振替には、以下のメリットがあります。

(1) 毎月の支払期限までに金融機関などに行って納付書で支払う必要がなくなります。

(2) 保険料が登録口座から引き落とされるため保険料の支払い忘れがなくなります。

口座振替を希望する場合は、通帳をお持ちの以下の金融機関へ届け出をしてください。

【届け出先金融機関】

- ・めぐみの農業協同組合
- ・八幡信用金庫
- ・十六銀行
- ・大垣共立銀行
- ・ゆうちょ銀行
- ・三菱UFJ銀行



～体の健康はお口の健康から!!～

ぎふ・さわやか^{こうくう}口腔健診を毎年1回受診して、
口腔機能低下、低栄養、誤えん性肺炎等の防
止に努めましょう。



後期高齢者医療制度加入者を対象とした「ぎふ・さわやか口腔健診」を実施しています。受診を希望される人は、岐阜県内の歯科医院へ直接お申込みください。

※岐阜県歯科医師会加入の歯科医院に限ります。

◆期間 令和7年5月～令和8年2月 ※2月の診療最終日まで

◆費用 自己負担金300円

◆持ち物 マイナ保険証または資格確認書

◎ぎふ・さわやか口腔健診実施歯科医院（郡上市内）

【八幡】 箕歯科医院	65-3188	白木屋歯科医院	67-1166	俊歯科医院	66-0186
畑佐歯科医院	65-2533	はるこま歯科医院	65-6612		
【大和】 岩谷歯科医院	88-4155	さくら歯科医院	88-1108		
【白鳥】 ジュン歯科クリニック	67-9407	鷺見病院歯科	82-3125	曾我歯科医院	82-4788
田代歯科医院	82-2230	中村歯科医院	82-4262	西村歯科医院	82-4433
【美並】 太田歯科医院	79-3771				
【和良】 国保和良歯科診療所	77-4008				

※郡上市以外の市町村の歯科医院は、岐阜県歯科医師会ホームページをご覧ください。



岐阜県歯科医師会ホームページ

問 健康福祉部保険年金課 67-1822